

# 令和6年4月から役場組織が変更となります

「地域に根ざしたスポーツによるまちづくり」の推進体制の強化と、より一層の住民サービスの向上や業務の効率化を図ることを目的に、組織機構の見直しを行いました。

教育委員会が所管するスポーツ振興に関する事務分掌を町長部局へ移行するとともに、町長部局の各部署に分散しているスポーツ事業を集約、事業推進するためスポーツ振興課を設置(その他下表のとおり)

主な担当業務	変更後 《令和6年4月1日～》	変更前 《～令和6年3月31日》
生涯学習、家庭学習、青少年健全育成、社会教育関係団体に関すること	生涯学習課 生涯学習係	生涯学習課 生涯学習・スポーツ振興係
社会教育施設等の条例の施行に関すること	スポーツ 振興課	
社会教育施設等指定管理者懇話会(スポーツ施設)に関すること		施設 運営係
生涯スポーツの振興に関すること	スポーツ 振興係	商工観光課
スポーツ推進審議会(スポーツ推進計画)に関すること		
観光の振興に関すること (TGRラリー、利府ラリー、スポーツ流鏑馬推進事業)	商工観光課 商工観光係	観光係
観光の振興に関すること(上記以外)、観光宣伝、観光物産、観光団体の支援・育成に関すること		商工係
商工振興、消費者団体、雇用対策、中小企業の融資制度等に関すること	町民課 戸籍住民係	町民課
戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、遺族支援等に関すること		
マイナンバーカードの交付、普及等に関すること	健康推進課 健康総務係	健康推進課
保健衛生、健康増進、予防接種、各種健康診査等に関すること		
新型コロナウイルス対策に関すること	農林水産課 農林水産係	健康総務係 コロナウイルス 対策係
農業、林業、水産業に関すること		農林水産係 農水施設係
農業用施設、漁港、海岸管理等に関すること		

問 総務課 人事係 ☎767-2192

## 18歳から大人 若者に知ってほしい 消費者トラブル

成年(18歳以上)になると親の同意を得ずに様々な契約が出来るようになります。例えば、①アパートを借りる ②クレジットカードを作る ③スマホを契約する ④ローンを組んで車やバイクを購入する などです。

但し、一度契約すると原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。契約するときは、十分にその内容のリスクを理解し、本当に必要な契約か、代金を無理なく支払えるかななどをよく考え、家族や周囲の人の意見も聞いた上で慎重に判断しましょう!

全国の消費生活センターの相談で多い  
18歳、19歳の消費者トラブル

- 1 脱毛エステ
- 2 商品一般
- 3 出会い系サイト・アプリ
- 4 他の内職・副業
- 5 賃貸アパート



近年、若者の消費者トラブルとして見受けられるのが、転売ビジネス、アフィリエイト内職、インターネットやSNS広告からの副業サイトへの登録、投資(暗号資産)を騙るサイトのトラブルです。誰でも簡単に儲かる仕事と掲載されている広告をよく目にしますが、この大半の事業者には事業実態がないことが多く、お金を搾取することが目的とされています。**簡単に儲かるような仕事はありません。儲け話には注意しましょう!!**

また、「お金が無い」と言うクレジットカード会社や消費者金融業者のURLを案内し、キャッシングや借入れをして支払うよう誘導されることがありますので、不審な誘いには安易に乗らないことも必要です。

トラブルに巻き込まれたり、悩んだり、困ったときは、直ぐに下記の消費生活センターに相談しましょう。

問 利府町消費生活相談窓口(商工観光課内) ☎767-2120  
(相談日:火・木曜日 午前9時～午後4時)  
上記以外は消費者ホットライン(☎188)